

議案第12号

かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年3月5日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例

かすみがうら市火災予防条例（平成18年かすみがうら市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条の3第1項中「第43条第10号」を「第43条第11号」に改める。

第10条の2第1項中「して、」の次に「電気自動車等（」を、「自転車をいう。」の次に「第12号において同じ。）をいう。」を加え、「50キロワット」を「200キロワット」に改め、同項中第14号を第18号とし、第13号を第17号とし、同項第12号中「講じる」を「講ずる」に改め、同号イ後段を削り、同号に次のように加える。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第10条の2第1項第12号を同項第16号とし、同項第11号中「講じる」

を「講ずる」に改め、同号を同項第12号とし、同号の次に次の3号を加える。

- (13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。
- (14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第10条の2第1項第10号中「講じる」を「講ずる」に改め、同号を同項第11号とし、同項第9号中「講じる」を「講ずる」に改め、同号を同項第10号とし、同項第8号中「講じる」を「講ずる」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号中「講じる」を「講ずる」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に、「講じる」を「講ずる」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に、「講じる」を「講ずる」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に、「講じる」を「講ずる」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「講じる」を「講ずる」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第16条（見出しを含む。）中「充てんする」を「充填する」に改め、同条第9号中「充てん」を「充填」に改め、同条第11号ただし書中「建築物」を「、建築物」に改める。

第43条第14号中「充てんする」を「充填する」に改め、同号を同条第15号とし、同条中第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。